平成２７年（フ）第６４号
滋賀県彦根市川瀬馬場町742番地３　213号、前住所滋賀県草津市矢橋町105番地１　カーサ・ソラッツオ601
債務者　前田美祐紀（旧姓西勝）
１　決定年月日時　平成27年５月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第２７４号
神戸市中央区熊内町９丁目２番43号　東峰コーポ26号
債務者　石川　　修
１　決定年月日時　平成27年５月７日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２９３号
兵庫県三田市南が丘１丁目25番13号　201号、従前の住所兵庫県三田市横山町15番28―105号
債務者　福井千佳子（旧姓坂本）
１　決定年月日時　平成27年５月７日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１４号
兵庫県豊岡市庄境977番地の１　豊岡一本松テラス51号
債務者　三宅　秀明
１　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２７年（フ）第４３号
鳥取県西伯郡伯耆町押口129番地21、前住所鳥取県米子市河岡593番地
債務者　木下裕貴子
１　決定年月日時　平成27年５月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第５４号
長崎県長崎市江里町15番32号
債務者　瀬川　　彰
１　決定年月日時　平成27年５月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第８３号
宮崎県西都市大字右松62番地１　リアライズ西都205号、前住所宮崎県西都市妻町１丁目77番地
債務者　倉岡　祐貴
１　決定年月日時　平成27年５月11日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第９６号
宮崎市大字本郷南方4563番地１　市営住宅264棟14号
債務者　中山　幸久
１　決定年月日時　平成27年５月11日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第９７号
宮崎市池内町榎迫529番地２　コーポＪＵＮ―101号
債務者　大江紀久子（旧姓髙岡）
１　決定年月日時　平成27年５月11日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第９８号
宮崎市池内町榎迫529番地２　コーポＪＵＮ―101号
債務者　笹前　博人
１　決定年月日時　平成27年５月11日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１００号
宮崎県西都市小野崎１丁目86番地
債務者　佐藤　仁志
１　決定年月日時　平成27年５月11日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１０２号
宮崎市大工３丁目100番地　ノーブルハイムⅠ―203号、前住所宮崎市花殿町８番23号花殿ビル３階
債務者　後藤　美咲（旧姓丸山）
１　決定年月日時　平成27年５月11日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１０４号
宮崎市城ケ崎３丁目３番地１　ルミナス荘苑601号、住民票上の住所宮崎市城ケ崎３丁目３番地１　荘苑宮崎601号
債務者　榊　　光子
１　決定年月日時　平成27年５月11日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１７号
宮崎県日南市大字益安734番地１　益安第３アパート６号
債務者　日髙　豊和
１　決定年月日時　平成27年５月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
宮崎地方裁判所日南支部

平成２７年（フ）第４０号
福島市森合字割石３番地の２
債務者　髙橋　浩一
１　決定年月日時　平成27年５月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
福島地方裁判所

平成２７年（フ）第１０３号
福井県越前市赤坂町第47号12・13番地２、旧住所福井市福町第28号45番地
債務者　小川久美子
１　決定年月日時　平成27年５月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
福井地方裁判所民事部破産係